令和6年度 長崎市自動販売機設置事業者 公募要項

令和6年4月 長崎市財務部資産経営課

公募の概要

長崎市では、市の公共施設に「飲料(清涼飲料水等)の自動販売機」(以下「自動販売機」という。)を設置するにあたり、行政財産の貸付けの設置事業者について、貸付料を競う、郵便による一般競争入札により公募します。

公募に参加される方は、この公募要項をよく読み、各記載事項を承知のうえ、お申 込みください。

I 貸付物件等

1 貸付期間

令和6年8月1日(木)から令和9年7月31日(土)

午後6時30分まで(3年間)。

※ただし、次の物件については期間が異なります。

- ・物件番号47 令和6年8月1日(木)から令和8年7月31日(金) 午後6時30分まで(2年間)
- (1) 自動販売機の搬入・設置については、市と協議していただきます。
- (2)貸付期間満了時は、改めて入札等により設置事業者を選定することとなります ので、契約の更新はありません。よって、次回入札で設置事業者に選定されなか った場合は、満了日時までに速やかに原状に回復し、撤収していただきます。

2 貸付物件

貸付物件一覧(別紙1)及び物件個別明細書(別紙2)のとおり

現地説明会は実施しませんので、事前に入札物件を各自で確認いただき、現況を熟知 したうえで、参加してください。

3 貸付料

- (1)貸付料は、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とします。
- (2) 貸付料は、市が指定する期日までに当該年度分を一括納入していただきます。
- (3) 市は、経済事情の著しい変動、その他やむを得ない理由が生じたときは、貸付料の改定をすることができるものとします。

Ⅱ 入札参加要件等

1 入札参加要件等

(1)入札対象数

入札対象数は貸付物件一覧(別紙1)のとおり48件(48台)です。入札参加件数の制限は行いませんので、入札参加要件等に合致していれば何件でも入札に参加できます。

(2) 資格制限

次の要件をすべて満たす者に限り参加することができます。

- ア 長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第2条第1項に規定する者 (同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同 条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあっては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。)を除く。)でないこと。
- ウ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく 清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規 定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- エ 同一入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- オ 対象契約ごとの業務の履行能力がある者であること。
- カ 市町村税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

(3)入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金は免除します。
- イ 契約保証金は、1年当たりの契約金額の100分の10以上の額を契約するまでに納めていただきます。ただし、国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したもののうち、本入札の公告を行った日から過去2箇年の間に履行期限を迎えたもののうち、全てを誠実に履行したことがわかる書面(履行証明書、履行完了確認書など)の提出があった場合は、免除します。

Ⅲ 設置条件等

1 設置条件等

(1)契約の締結

設置事業者は、落札決定通知日から 14 日以内に本市と貸付契約を締結するものと します。

(2)貸付料以外の設置事業者の費用負担

ア 光熱水費

電気料については、設置事業者の負担とし、毎月の電気料は、市が発行する納入通知書又は指定管理者が管理する施設にあっては協議のうえ、指定管理者が指示した方法により、納期限までに全額納付してください。各設置事業者は、市の指示により電気料を計量する子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)を設置していただきます。ただし、単独引き込みにより受電を行うものについては、対象外とします。

水道料等電気料以外に費用が発生する場合は、実費を徴収します。

イ 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

(3) 設置する自動販売機

- ア 本体規格については、原則として各物件個別明細書(別紙2)に記載した面積に納まるものとしてください。
- イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際、施設 を管理する所属と協議のうえ、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法 で設置してください。
- ウ 屋外設置の物件については、日本自動販売システム機械工業会が作成した「 自販機堅牢化技術基準」を遵守し、犯罪防止に努めてください。
- エ 環境対策として、省エネルギー機能(ヒートポンプ、ゾーンクーリング/ゾーンヒーティング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、エコ・ベンター(ピークカット)など)を有し、かつ、冷媒にノンフロンを使用している機種とします。

(4)維持管理等

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。

- イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機構に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。
- ウ 賞味期限に注意する等、販売する飲料の衛生管理を徹底してください。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- オ 電力供給での計画停電が発生した場合には、ご協力ください。

(5)禁止事項

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- エ 酒類の販売を行うことはできません。

(6) 売上報告書の提出

設置事業者は、本件貸付に係る売上状況(月ごとの売上本数及び売上金額)を、 毎年度とりまとめ、当該年度の最終月の翌月15日までに本要項21ページ掲載の 長崎市自動販売機売上報告書(第8号様式)により長崎市資産経営課に提出してく ださい。

(7)貸付の取り消し及び変更

市が貸付物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は設置事業者が貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除又は変更することがあります。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は貸付契約が解除されたときは、速やかに原状 に回復していただきます。なお、設置事業者は、原状回復にかかった費用及び補償 を本市に請求することはできません。

IV 入札参加

1 入札参加申請

(1)入札参加申請書等の配布期間及び配布場所(入札公告期間)

| 配布期間(入札公告期間) | 配布場所 |
|----------------|-------------------------------|
| 令和6年4月15日(月)から | 【窓口配布場所】 |
| 令和6年5月10日(金)まで | 長崎市財務部資産経営課 |
| | (市役所 10 階) TEL : 095-829-1127 |
| | |
| | ※公募要項は、市のホームページからダ |
| | ウンロードできます。 |
| | ※窓口時間:午前8時45分から正午まで |
| | 及び午後1時から午後5時30分まで |
| | (土・日・祝祭日を除く。) |

(2)入札参加の申請期間及び申請方法

| 申請期間 | 申請方法(郵送又は持参) |
|---------------------|-------------------------------|
| 令和6年4月15日(月)から | ア 郵送の場合 |
| 令和6年5月10日(金)まで | 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、 |
| | 「特定記録郵便」のいずれかの方法によ |
| ※提出書類は、本要項7ページをご覧く | り、令和6年5月10日(金)必着で、 |
| ださい。 | 次の宛先へ郵送してください。 |
| ※入札参加資格の有無については、令和 | 宛先 |
| 6年5月27日(月)までに、提出され | 「〒850-8685 |
| た「返信用封筒(94円切手を貼付した | 長崎市魚の町 4-1 長崎市役所 資産経営課 宛 |
| 定形封筒長形3号)」にて「制限付一般 | |
| 競争入札参加資格確認通知書」を送 | イ 持参の場合 |
| 付いたします。 | 長崎市財務部資産経営課(長崎市役 |
| また、参加が決定した事業者には、該当 | 所 10 階)※受付時間は上記窓口時間と 同じ |
| する「入札書(第5号様式)」及び「封筒 | |
| 用貼付用紙」を送付いたします。 | |

(3) 入札参加資格の決定及び通知方法

| 通知期限 | 通知方法 |
|----------------|------------------|
| 令和6年5月27日(月)まで | 入札参加の可否については、「制 |
| | 限付一般競争入札参加資格確認通知 |
| | 書」でお知らせします。 |

(4) 質疑応答

| 質問受付期間 | 回答方法 |
|---|-------------------------|
| 令和6年4月15日(月)から | 令和6年5月8日(水)までに E- |
| 令和6年4月26日(金)午後5時30分ま | mail 又は FAX で質問者へ回答したうえ |
| で | で、回答書を市のホームページ及び資 |
| | 産経営課において閲覧に供します。 |
| ※質問は、本要項13ページに掲載の「質問 | |
| 書(第1号様式)」を使用して、E-mail 又 | |
| は FAX で問い合わせください。 | |
| | |
| ○E-mail:shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp | |
| ○FAX: 095-829-1248 | |

(5)入札書提出

| 提出期間 | 提出方法 | | | | |
|--------------------|-----------------------------|--|--|--|--|
| 入札参加資格決定の通知日から | 今回の入札は、 郵便入札で実施しま | | | | |
| 令和6年6月17日(月)(必着)まで | <u>す。</u> | | | | |
| | 本市から送付した「入札書(第5号様 | | | | |
| | 式)」及び「封筒用貼付用紙」を <u>必ず使用</u> | | | | |
| | して、「一般書留郵便」、「簡易書留郵 | | | | |
| | 便」、「特定記録郵便」いずれかの方法に | | | | |
| | より、次の宛先へ郵送ください。 <u>これら</u> | | | | |
| | <u>以外の方法によるものは受け付けませ</u> | | | | |
| | <u> 6.</u> | | | | |
| | 「入札書(第5号様式)」及び「封筒用 | | | | |
| | 貼付用紙」が不足する場合は、コピーで | | | | |
| | ご対応ください。 | | | | |
| | | | | | |
| | 宛先 | | | | |
| | 「〒850-8799 | | | | |
| | 日本郵便㈱長崎中央郵便局留 | | | | |
| | 入札書在中 | | | | |
| | 長崎市役所 資産経営課」宛 | | | | |
| | ツ 和(国日帝日よき 和)ソト・フィン・ | | | | |
| | ※郵便局窓口から郵送してください。 | | | | |
| | (ポストには投函できません。) | | | | |

2 提出書類

(1) 入札参加申請時の提出書類等

| NO. | 提出書類 |
|-----|---|
| 1 | 入札参加申請書(第2号様式) |
| 2 | 誓約書(第3号様式) |
| 3 | 役員名簿(第4号様式) |
| 4 | 登記事項証明書「法務局発行の履歴事項全部証明書」 |
| 5 | 印鑑証明書 |
| 6 | 納税証明書 (納税証明書その3の3(「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない こと)を提出) ※納税地を所轄する税務署が発行したものを提出してください。 |
| 7 | 完納証明書(市町村税) ※長崎市に事業所を有しない場合も、長崎市の完納証明書を提出してく ださい。 |
| 8 | 公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績 を有していることがわかるもの(賃貸借契約書又は使用許可書の写し) (官公署のものであれば、契約保証金は免除します。) |
| 9 | 94円切手を貼付した「定形封筒長形3号 (120 mm×235 mm) A4の用紙が3つ折りで入る大きさ」の返信用封筒 |

※④~⑦は、申請月の前月から遡って3箇月以内のもので、写しでも可

※④、⑤は、本社のもの

(2) 入札時提出書類

| NO. | | | | 提 | 出 | 書 | 類 | |
|-----|-----|-----|------|---|---|---|---|--|
| 10 | 入札書 | (第5 | 号様式) | | | | | |

(3) 落札後提出書類

| NO. | 提出書類 | | | | |
|-----|----------------------------|--|--|--|--|
| 11) | 設置予定の自動販売機カタログ (機能等が分かるもの) | | | | |
| 12 | 販売を予定する商品一覧(書式は任意、A4で作成) | | | | |

(4) 貸付期間中提出書類

| NO. | 提出書類 |
|-----|----------------------|
| 13 | 長崎市自動販売機売上報告書(第8号様式) |

留意事項

- 1 ①から⑨までのうち該当する書類等(複数物件であっても1部)を、令和6年4月 15日(月)から令和6年5月10日(金)までに、「一般書留郵便」、「簡易書留郵 便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法又は資産経営課の窓口持参により提出してく ださい。
- 2 本件は郵便入札です。入札参加申請書、入札書等、提出いただく書類はすべて代表 者名で作成してください。なお、代表者以外が入札に立ち会う場合は、委任状が必要 です。(委任状の様式は、入札参加決定通知に同封します。)
- 3 提出された①から⑨までの書類を審査して、入札参加資格の有無を決定し、「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」を送付します。参加が決定した事業者には、「入札書(第5号様式)」及び「封筒用貼付用紙」を送付いたします。
- 4 提出書類に不備がある場合又は資格要件がない事業者は、入札には参加できません ので十分確認のうえ提出してください。また、提出された書類は、お返ししませんの で、あらかじめご了承ください。
- 5 入札書の提出は、本市から送付する「入札書(第5号様式)」及び「封筒用貼付用紙」を必ず使用してください。また、入札書の記載については、公募要項19ページの記載例に基づき記載してください。「入札書(第5号様式)」及び「封筒用貼付用紙」に記載漏れがあった場合又は本市から送付されたもの以外を使用した場合は、失格といたします。なお、入札書提出後には、入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 6 落札が決定した事業者は、⑪及び⑫の提出書類を凍やかに提出いただきます。
- 7 入札執行回数は、1回とします。
- 8 契約を締結した事業者は、⑬により売上の報告を行ってください。

3 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については、次のとおりです。

(1)入札書の開札日時及び会場

ア 開札日時 令和6年6月24日(月)午前9時30分から

イ 会 場 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階中会議室

(2) 開札方法

ア開札

入札書の開札日時及び会場において「入札書」を開札します。なお、開札に当たっては、立会人のもとで開札を行います。

イ 立会人

入札参加者の中から立会人を2者にお願いいたします。なお、当該立会人が急きょ立会いができなくなった場合は、設置事業者の決定事務に関係のない市職員が立ち会うこととします。

※立会人については、入札参加申請件数が多い者から順次2者にお願いします。

ウ落札

物件毎に市が設定する予定価格以上の額で、かつ最高の金額で入札した者を設置 事業者とします。なお、予定価格は公表いたしません。

エ くじによる決定方法(自動決定方式)

落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合は、次の方法により落札者を決 定します。

(ア) くじ番号

入札参加者は、あらかじめ3桁以内の任意の番号(くじ番号)を、入札書の右下余白「くじ番号」欄に記載してください。くじ番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

(イ) 落札者の決定

- a 同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で除し、余りに「1」を加えます。
- b 同価の入札者の名前の50音順の昇順での順番が、上記で得られた数字 と同じ者が、落札者となります。

(ウ) くじの回数

くじの回数は1回とします。

(3)入札結果の通知

入札結果については、落札者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、入札 結果を市のホームページに掲載します。

(4)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 申請書又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札
- イ 入札参加資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札参加要件等に違反した入札
- ウ 入札金額を訂正した入札
- エ 入札金額が確認できない入札
- オ 長崎市契約規則第12条の規定に該当する入札
- カ 本市所定の入札書を使用しない入札
- キ 封筒用貼付用紙を封筒に貼り付けないで郵送された入札書による入札
- ク 本市が指定する郵送方法によらないで郵送された入札書による入札

本件は、委任を受けた者の入札書は失格となります。

必ず代表者による入札書で入札してください。

(契約書も代表者で作成していただきます。)

~公募から契約等までの流れ~

入札参加要件等の確認

貸付物件、入札参加要件を公募要項で確認ください。



質疑応答

質問期間は、令和6年4月15日(月)から同年4月26日(金)午後5時30分までとし、令和6年5月8日(水)までにE-mail 又はFAXで質問者へ回答したうえで、回答書を市ホームページ及び資産経営課において閲覧に供します。

質問は、E-mail:

「shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp」 又はFAX:095-829-1248までお願いしま す。

入札参加の申請

令和6年5月10日(金)までに、7ページ の必要書類①~⑨を「一般書留郵便」、「簡易 書留郵便」、「特定記録郵便」いずれかの方法 又は資産経営課の窓口への持参により提出を お願いします。

入札参加資格の審査

提出書類をもとに入札参加資格の有無を審査 し、令和6年5月27日(月)までに参加資格 の有無を通知します。



入札書の提出

本市から郵送する「入札書(第5号様式)」及び「封筒用貼付用紙」を使用して、貸付物件 毎に「入札書」を封筒に入れ、令和6年6月17日(月)(必着)までに「一般書留郵便」、 「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法により郵便局窓口から郵送してください。



入札書の開札

開札日時は、令和6年6月24日(月)午前9時30分から、順次行います。入札書の金額が、市が設定した予定価格以上で、一番高い金額を提示した事業者を落札者に決定します。



落札の決定

落札が決定したら落札者に対して通知します。



設置の協議

設置することが決まった事業者は、設置する自動販売機等について市の担当者と協議していただきます。また、7ページの提出書類⑪、⑫を提出していただきます。



契約・貸付料の支払い

設置事業者は、落札決定通知日から14日以内に本市と行政財産賃貸借契約書を取り交わ し、令和6年8月1日以降に自動販売機を設置していただきます。

契約開始日前までに、当該年度分の貸付料をお支払いいただきます。



売上報告書の提出

設置事業者には、毎月の売上状況をとりまとめ、次の期限までに7ページの⑬により資産経営課に報告していただきます。

令和6年度・・・令和6年8月分~令和7年3月分を令和7年4月15日までに報告

令和7年度・・・令和7年4月分~令和8年3月分を令和8年4月15日までに報告

令和8年度・・・令和8年4月分~令和9年3月分を令和9年4月15日までに報告

令和9年度・・・令和9年4月分~令和9年7月分を令和9年8月15日までに報告

※物件47については令和8年度は令和8年8月15日までに報告してください。

質 問 書

年 月 日

| 【質問内容】 | |
|----------------|-------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 住所 | |
| 12. // | |
| | |
| 氏名または名称 | |
| | |
| 代表者職氏名 | |
| TOTAL DIRECTOR | 甲鑑は不要 |
| | 印鑑は小安 |
| | |
| | |
| <事務担当者> | |
| 所属部署 | |
| | |
| | |
| 電話 | FAX |
| メールアト゛レス | |

| 入札参加申訂 | 青書 | |
|--|-----------------|--------|
| 受付番号 | 年 | 月 日 |
| 長崎市長あて | | |
| 「令和6年度長崎市自動販売機設置事業者公募要項」の名 | 各条項を承知の上、入札参加申 | 請いたします |
| <申請者> 住所または所在地 | | |
| 商号または名称 代表者職氏名 | 印 | |
| <事務担当者> 所属部署 氏 名 電 話 FAX メールアト・レス | 印鑑登録している印 | |
| 入札参加の貸付物件数 ※ 入札参加する貸付物件の件数を記入して 物件について、(別紙)貸付物件(希望)ー | 一覧の希望欄に○印をしてくださ | ۲۷,° |
| なお、貸付物件(希望)一覧に○をつけ ご注意ください。 | / <u>。</u> | |
| 同封する他の書類をご確認(チェック)ください。 ①誓約書 □ ②役員名簿 □ ③登記事項 ④印鑑証明書 □ ⑤納税証明書(消費税及び地 ⑥完納証明書(市町村税)□ ⑦自動販売機設 ⑧返信用の封筒(94 円切手貼付)□ | 2方消費税)□ | |

貸付物件(希望)一覧

| 希望欄 | 物件番号 | 部局名 | 担当課 | 自販機設置施設名 | 同左内設置場所 | 台数 | 貸付年数 | 土地 建物 区分 |
|-----|------|-------|---------|-----------|-------------|----|------|----------------|
| | 1 | 市民生活部 | 文化振興課 | 長崎ブリックホール | 正面玄関横 | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 2 | 市民生活部 | 文化振興課 | 長崎ブリックホール | 通用口 | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 3 | 市民生活部 | 文化振興課 | 長崎ブリックホール | 2階休憩所 | 台 | 3年 | 建物 |
| | 4 | 市民生活部 | 文化振興課 | 長崎ブリックホール | 3階休憩所 | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 5 | 市民生活部 | スポーツ振興課 | 三和体育館 | 三和体育館内(玄関) | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 6 | 文化観光部 | 文化財課 | 外海歷史民俗資料館 | 玄関横 (外部) | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 7 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 管理事務所① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 8 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 管理事務所② | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 9 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場トイレ脇 | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 10 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場クラブハウス① | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 11 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場クラブハウス② | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 12 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場クラブハウス③ | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 13 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場クラブハウス④ | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 14 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場クラブハウス⑤ | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 15 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 庭球場クラブハウス⑥ | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 16 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 第1駐車場屋外トイレ① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 17 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 第1駐車場屋外トイレ② | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 18 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 第2駐車場屋外トイレ① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 19 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 第2駐車場屋外トイレ② | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 20 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 第3駐車場屋外トイレ① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 21 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 第3駐車場屋外トイレ② | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 22 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 陸上競技場① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 23 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 野球場① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 24 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 野球場② | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 25 | 土木部 | 土木総務課 | 長崎市総合運動公園 | 野球場③ | 1台 | 3年 | 土地 |

| 希望欄 | 物件番号 | 部局名 | 担当課 | 自販機設置施設名 | 同左内設置場所 | 台数 | 貸付年数 | 土地 建物 区分 |
|-----|------|---------|-----------|--------------------|---------------|----|------|----------------|
| | 26 | 土木部 | 土木総務課 | 平和公園 | ラグビー・サッカー場① | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 27 | 土木部 | 土木総務課 | 平和公園 | ラグビー・サッカー場② | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 28 | 土木部 | 土木総務課 | 香焼総合公園 | 管理事務所前① | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 29 | 土木部 | 土木総務課 | 香焼総合公園 | 管理事務所前② | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 30 | 土木部 | 土木企画課 | 松山町駐車場 | 地下1階事務所横① | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 31 | 土木部 | 土木企画課 | 松山町駐車場 | 地下1階事務所横② | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 32 | 土木部 | 土木企画課 | 松山町駐車場 | 地下1階市民ブール側① | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 33 | 土木部 | 土木企画課 | 松山町駐車場 | 地下1階市民ブール側② | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 34 | 土木部 | 土木企画課 | 松山町駐車場 | 地下1階市民ブール側③ | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 35 | 土木部 | 土木企画課 | 松山町駐車場 | 地下1階陸上競技場側① | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 36 | 土木部 | 土木企画課 | 松が枝町駐車場 | 1階事務所横 | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 37 | 土木部 | 土木企画課 | 松が枝町第2駐車場 | 1階エレベータエントランス | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 38 | 土木部 | 土木企画課 | 平和公園駐車場 | 地下1階中央 | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 39 | 中央総合事務所 | 地域整備1課 | 北部現場事務所 | 1階 | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 40 | 南総合事務所 | 地域福祉課 | 長崎のもざき恐竜パーク体 育館 | 玄関横のロビー | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 41 | 南総合事務所 | 伊王島地域センター | 伊王島地区活性化交流拠点 施設 | 建物外側、入口横 | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 42 | 南総合事務所 | 三和地域センター | 三和公民館 | 1階ロビー | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 43 | 北総合事務所 | 地域福祉課 | 琴海地域センター | 1階ロビー奥のテラス | 1台 | 3年 | 土地 |
| | 44 | 北総合事務所 | 琴海地域センター | 琴海文化センター | 1階通路 | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 45 | 教育委員会 | 生涯学習施設課 | 長崎市科学館 | 2階学習室横 | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 46 | 教育委員会 | 生涯学習施設課 | 長崎市科学館 | 3階休憩コーナー | 1台 | 3年 | 建物 |
| | 47 | こども部 | こども政策課 | 長崎市あぐりの丘 | 休憩所内 (村のエリア) | 1台 | 2年 | 建物 |
| | 48 | 南総合事務所 | 地域福祉課 | 高島いやしの湯 | 自動販売機コーナー | 1台 | 3年 | 建物 |

年 月 日

誓 約 書

長崎市長 あて

| 住 | 所 | |
|-----|-----|-----------|
| 商号又 | は名称 | |
| 代表者 | 職氏名 | <u> </u> |
| | | 印鑑登録している印 |

私は、長崎市の自動販売機の設置事業者の公募にあたり、次の事項を誓約します。 これらが事実と相違することが判明した場合には、市が行う一切の措置について異議 を申し立てません。

- 1 公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有している者であること。
- 2 長崎市契約規則 (昭和 39 年長崎市規則第 26 号) 第 2 条第 1 項に規定する者 (同項 後段の規定により読み替えて適用する者を含む。) に該当しない者及び同条第 2 項各 号に該当しないと認められる者であること。
- 3 入札及び貸付契約締結時に不正を行った場合、いかなる処分を受けても異議、苦情を申し立てないこと。

役員名簿

| 事業者名 | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|
| Im the le | | | | | | | |
| <u>担 当 者</u> | | | | | | | |
| 連絡先 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

年 月 日現在の役員

| 1 /4 | F 26 区外 | | |
|------|---------------|------|----|
| 役 職 | (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 住所 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 1 本様式の内容を長崎県警察本部等に照会することについて異議ありません。
- 2 照会で確認された情報は、今後、長崎市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

| | 年 | 月 | 日 | | |
|------|-----|----|---|---|------------|
| 所在地 | | | | | _ |
| 名称及(| び代表 | 者名 | | | |
| | | | | ŗ | 日鑑惑録1 ている日 |

印鑑登録している印

※この名簿には、法人登記簿謄本の「役員等に関する事項」に記載されている役員(事業共同体の場合は理事)を記入し て下さい。監査役については除きます。

入札書様式は記入例のみを掲載します。入札書は、入札参加決定がされた事業所に 後日、送付いたします(複数物件ある場合は未記載の入札書をコピー後使用してくだ さい)。記載漏れがある入札書は、無効となります。

第5号様式

| | | 入 | 札 | 書 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|--------------|--------------------|----------------|-------|-------------------------------|----------|----------------------------|--------|------------|
| 長崎市長 | あて | | | | | | | |
| 件 名 | 令和6年度 | 長崎市自動 原 | 坂売機設置 | 置事業者公募 | | | | |
| 貸付物件 | 物件番号 | | _ | 落札後、稅 | 2年 10%で貸 | 貸付額を | 計算しまで | す。 |
| 上記で貸付する | る物件の 貸付 | 期間の貸付 | | 全記入してく7 当費税及び地ス | | 含まな | い金額 | |
| 金 額 (総額) | 十億 | | 百万 | | 千 | | | 円 |
| 令和6年度長 す。 | 崎市自動販売t - | 幾設置事業 | 者公募要項 | 頁の内容を承知 | 即の上、貸 | 付料を | 入札し | ま |
| | | | | 860万円(3年間 計は、消費税相当 | | | | |
| | | | | T1-2-3 | 日銀で加えると | ארונסי | なりまり。 | |
| | 商号またはク | 名称 △ | 自動販売機 | 後株式会社 | | | | |
| | 代表者職氏 | 名 代 | 表取締役 | 長崎 | 太郎 | | 即 |) |
| | 者名で、印鑑者 た者の入札書(| | | F成してくだ; | さい。 | 印鑑登録 | 录しているF | † 1 |
| | | | | | くじ番り | 号 (| 0 | 5 |
| | | | | /IN亚口I | + 広辛の平日 | 1 / = 7 2 4 | /+°+1\ | |

くじ番号は任意の番号を記入ください。 記載なしの場合は999を割り当てます。

入 札 辞 退 届

| | | | | | 年 | 月 | E |
|------|-----|------|------|--------------------------|------|----------|---|
| 長崎市長 | あ゛ | 7 | | | | | |
| | 1 | 住 | 所 | | | | |
| | Ī | 商号また | とは名称 | | | | |
| | | 代表者則 | 職氏名 | | 印 | <u> </u> | |
| | | | | | 印鑑登錄 | 录している | 印 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 件 | | 名 | 令和6年 | 年度長崎市自動販売機設置事業者公募 | - | | |
| 辞退 | 物件 | 下記 | について | 、都合により入札参加申請を辞退します。 | | | |
| 辞退 | :物件 | 物件 | 番号 | | | | |
| | | | | | | | |

注意 この届出は、入札執行前までに、必ず資産経営課に郵送又は持参してください。

(宛先) 長崎市資産経営課長あて

住 所 氏名又は名称

長崎市自動販売機売上報告書

長崎市における飲料の売り上げ状況について、下記のとおり報告します。

記

物件名 令和〇年度 物件番号〇

所在地及び設置場所 長崎市魚の町〇番〇号 市役所〇階

(記載

| 販売期間 | 売上本数 | 売上金額 (円) |
|---------|--------|----------|
| 令和○年○月分 | 1,000本 | 100,000円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 本 | 円 |

- ※物件名には、募集年度と物件番号を記載すること。
- ※毎年度ごとに作成し、最終月の翌月15日までに提出すること。

(長崎市資産経営課:〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 FAX:095-829-1248)

※記載内容を満たしていれば、任意の様式での報告も可とする。